

公共施設の見直し方針

**平成 24 年 9 月
京丹後市**

I はじめに

本市では、合併前に整備された福祉施設、スポーツ・文化施設や産業施設等、多くの施設を引き継ぎ、今日まで行政サービスに活用してきました。これらの公共施設は、住民の福祉の増進を目的に、当時の社会情勢や市民ニーズに対応するため設置してきたものです。

しかし、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化、合併による状況の変化等により、公共施設の在り方も変わりつつあります。

このため、施設の中には、当初の設置目的と現状が整合していないもの、民間施設と競合するもの、機能が重複した類似施設が複数存在するなど、今後、解決すべき課題が多くあります。

また、本市の財政状況は、合併による特例措置の終了・廃止により、平成27年度から歳入が大幅に減少する一方で、様々な行政課題に対応するための事業を実施していかなければならぬことから、ますます厳しくなるものと見込んでいます。

今後、限られた財源の中で、社会情勢の変化や市民ニーズに対応しながら、効率的・効果的な施設運営を行うには、既存施設の廃止、統合、移譲等を視野に入れた、公共施設の抜本的な見直しを行わなければなりません。このため、見直しに当たっての方針をここに定め、積極的に取組を進めていきます。

1 公共施設の現状と課題

(1) 現状

市が保有する公共施設には、市役所庁舎等の市が事務を行うための施設と、一般に広く市民が利用する施設の2種類があります。これらの施設は、市の財産（公有財産）では、行政財産の公用財産と公共財産に分類されています。

市役所庁舎の見直しについては、現在、組織・機構の見直しと併せて検討を進めているところであり、また、火葬場についても集約化に向けた検討を進めているところです。一方、広く市民が利用する公共施設は、これまで、指定管理者制度へ移行するなど、管理運営方法の見直しは行ってきましたが、施設の廃止、統合、移譲等といった施設自体の見直しには至っていません。

東洋大学PPP研究センターが調査した「全国自治体公共施設延床面積データ」（平成24年1月公表）によると、京丹後市における人口一人当たりの公共施設延床面積は6.39平方メートルと、合併市であることや人口密度の低さ等も背景にありますが、京都府内で最も高い数値となっています。

また、平成22年度の決算審査では、監査委員から「将来的に負の資産となるもの

の整理、統合、譲渡など、順次、身軽にしていき、効率的な行政運営の準備が必要」と意見が述べられているところもあります。

(2) 課題

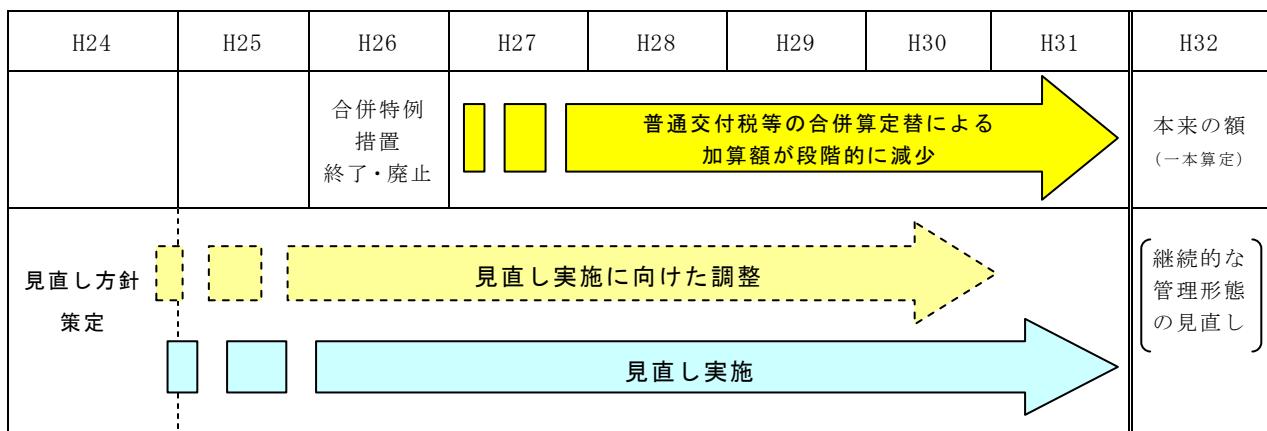
今後、ますます厳しくなる市の財政状況を見据える中では、既存の全ての施設を保有し続けることは困難と考えられるため、残すべき施設を選択し、施設の廃止、統合、移譲等を進めることができます。このため、一定の見直し方針の下、既存施設の現状を把握し、見直しに向けた取組を実施していく必要があります。

2 見直し期間

普通交付税等の合併算定替による加算額が、平成27年度から平成31年度までの5年間で段階的に削減され、平成32年度には京丹後市本来の額（一本算定）となります。

このため、早急に見直しの方向性を決定し、できるところから順次、施設の廃止、統合、移譲等を進めていく必要があります。

特に、現在、指定管理者制度を導入している施設では、平成27年度末までにほとんどの施設で指定期間の満了を迎えることから、できる限り早い時期に見直しに向けた方向性を決定し、関係者との協議や地元との調整、市民への説明等を行いながら、見直し実施に向けた取組を進めなければなりません。



II 見直し方針

1 対象施設

市が所有する公共施設のうち、一般に広く市民が利用する施設を対象とします。ただし、個別の再配置計画等において見直しを行うこととしている学校、保育所、幼稚園、公営住宅、病院及び道路については、見直しの対象から除外します。

(参考) 公有財産の分類

公有財産		市が保有する不動産及び各種権利等
行政財産	公用又は公共用に供する財産	
公用財産	市がその事務又は事業を行うため直接使用することを本来の目的とするもの (庁舎、消防施設、上下水道施設、環境衛生施設(一般廃棄物処理施設、火葬場等)等)	
公共用財産	一般に広く市民が利用することを本来の目的とするもの (集会施設、文化・体育施設、福祉施設、観光施設、商工施設、農林水産施設、公営住宅、小・中学校、保育所・幼稚園、病院・診療所、駐車場等)	
普通財産	行政財産以外の公有財産	

2 基本的な考え方

現在の社会・経済情勢や財政状況の変化を踏まえた上で、「市が引き続き設置し、サービスを提供し続ける必要があるのか」、「効率的・効果的な管理運営方法となっているのか」といった観点から、公共施設の見直しを行います。

既に公共施設としての設置目的や意義が、社会情勢の変化とともに薄れてきているものや、失われているものは、「廃止」又は「用途変更」を検討します。また、施設の機能が重複しているものは「統合」を、地域や民間等で運営することが適当な施設については、「移譲」の検討を進めていきます。施設の中の機能を移転することにより、施設の有効活用が図られるものについては「機能移転」を検討します。

さらに、効率的・効果的な施設運営に向け、管理の外部委託を含めた「管理形態の見直し」や、受益者負担の適正化を図るため「使用料の見直し」、「減免規定等の見直し」を検討します。

なお、検討に当たっては、施策を推進するための個別の推進計画（観光振興計画、スポーツ振興計画等）との整合に留意することとします。

<用語説明>

「廃止」 当該施設での行政サービスの提供を廃止するもの

「統合」 公共施設間で類似の行政サービスを提供している施設を統合するもの

「移譲」 当該施設を民間又は地域等へ譲渡（有償又は無償）するもの

「用途変更」 当該施設の設置目的を他の目的に変更するもの

「機能移転」 当該施設の機能を他の施設に移すもの

「管理形態の見直し」 運営に係る事務の委託や指定管理者制度の導入など、より効率的・効果的な管理運営方法に見直すもの

3 見直しの視点と方向性

施設の廃止、統合、移譲等を進める際には、客観的にその妥当性が判断できるよう、次の視点から分析及び検証を行った上で、総合的に判断します。

(1) 施設の設置意義からの視点

- ・ 施設の設置目的が現状の市民や利用者のニーズと一致しているか。
- ・ 施設の設置目的と利用実態が整合しているか。

《見直しの方向性》

施設の設置目的が市民や利用者のニーズと一致していない。 ⇒「廃止」「用途変更」
施設の設置目的と利用実態が整合していない。 ⇒「廃止」「移譲」「用途変更」

(2) 施設の機能からの視点

- ・ 公共施設間で機能が重複していないか。
- ・ 民間施設と競合していないか。
- ・ 市全域から見て適正な配置となっているか。(配置バランス、利用機会の平等等)

《見直しの方向性》

公共施設間で機能が重複している。 ⇒「廃止」「統合」「用途変更」
民間施設と競合している。 ⇒「廃止」「移譲」「用途変更」
市全域から見て適正な配置となっていない。 ⇒「統合」

(3) 施設の利用状況からの視点

- ・ 利用率が低下していないか。
- ・ 利用者が一部の地域や団体等に集中していないか。

《見直しの方向性》

利用率が低下している。 ⇒「廃止」「用途変更」
利用者が一部の地域や団体等に集中している。 ⇒「移譲」

(4) 施設の劣化からの視点

- ・ 施設の劣化により、施設の安全性や快適性、機能性が失われていないか。
- ・ 施設の機能の維持に、多大な財政負担を要さないか。

《見直しの方向性》

施設の劣化により、施設の安全性や快適性、機能性が失われている。
⇒「廃止」「機能移転」
施設の物的機能の維持に、多大な財政負担を要する。 ⇒「廃止」「機能移転」

(5) 管理形態からの視点

- ・より効率的な方法で管理運営を行うことができないか。
- ・民間事業者の専門性やノウハウの導入などの必要性がないか。

《見直しの方向性》

より効率的な方法で管理運営を行うことができる。 ⇒「機能移転」「管理形態の見直し」
民間事業者の専門性やノウハウの導入などが必要である。 ⇒「管理形態の見直し」

(6) 受益者負担の適正化からの視点

- ・施設の利用価値や維持管理経費と比べて適切な使用料が設定されているか。
- ・使用料の減免が適切に運用されているか。

《見直しの方向性》

施設の利用価値や維持管理経費と比べて適切な使用料となっていない。
⇒「使用料の見直し」
使用料の減免規定やその運用に不明確なものがある。 ⇒「減免規定等の見直し」

III 施設分類別の見直し方針

公共施設には、様々な行政目的で設置したレクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設、集会施設、文教施設、医療・社会福祉施設等があります。これらの施設の見直しに当たっては、それぞれの施設の状況に合わせて、おおむね下記の方針に基づき取組を進めています。

なお、市が引き続き設置することとした施設は、「管理形態の見直し」、「使用料の見直し」及び「減免規定等の見直し」も行うこととします。

1 レクリエーション・スポーツ施設

施設区分：社会体育施設、都市公園・公園

(1) 社会体育施設

施設の老朽化により、安全性や快適性、機能性が失われている施設については、利用状況等から施設の必要性を検証し、「廃止」を検討します。

(2) 都市公園・公園

指定管理者制度による管理運営を行っている施設はこれを継続し、その他の施設については「管理形態の見直し」により、それぞれ効率的・効果的な運営を目指します。

2 産業振興施設

施設区分：農林水産施設、商工施設、観光施設

(1) 農林水産施設

一部の地域や団体等の利用を目的に設置したものについては、「移譲」を検討します。また、利用状況の実態から検証し、「廃止」又は「用途変更」を検討します。

(2) 商工施設

社会情勢の変化により、施設の設置目的が薄れてきていないか、利用状況の実態から検証し、「廃止」又は「用途変更」を検討します。また、一部の地域や団体等による利用が主となっているものについては「移譲」を検討します。

(3) 観光施設

民間施設と類似した機能を有するものや、一部の地域による利用が主となっているもの等は「移譲」を検討します。また、施設の利用実態から、利用率の状況や利用者のニーズを検証し、「廃止」又は「用途変更」も検討します。

3 集会施設

施設区分：集会施設

集会施設については、地域や地区での利用が主であることから、「移譲」を検討します。

4 文教施設

施設区分：公民館、図書館、歴史・文化施設、生涯学習施設

(1) 公民館

公民館としての機能が確保されていない施設や、老朽化している施設は「機能移転」を検討し、地域の利用が主である施設は「移譲」を検討します。

(2) 図書館

ほとんどの施設が公民館と併設していることから、より効率的な管理運営を行うため、公民館と併せて「機能移転」を検討します。

(3) 歴史・文化施設

より効率的・効果的な運営が行うことができないか、施設の利用状況等から検証し、「機能移転」を検討します。また、民俗資料等を保管収蔵している施設については、旧町ごとにあることから、資料の集中管理を図るため「統合」を検討します。

(4) 生涯学習施設

一部の地域による利用が主となっている施設については、「移譲」を検討します。

5 医療・社会福祉施設

施設区分：診療所、介護・老人福祉施設、保健施設、子育て支援施設

(1) 診療所

老朽化している施設については、「機能移転」を検討します。

(2) 介護・老人福祉施設

施設の利用状況から、市全域から見た利用機会の平等が図られているか検証し、「廃止」、「統合」及び「移譲」を検討します。

(3) 保健施設

施設の設置目的と利用状況を検証し、「統合」及び「用途変更」を検討します。あわせて、他の施設機能との複合化を視野に入れた「機能移転」を検討します。

(4) 子育て支援施設

より効率的・効果的な運営を行うため、他の施設への「機能移転」を検討します。

また、一部の地域による利用が主となっている施設については、「移譲」を検討します。

6 交通関連施設

施設区分：駅舎、駐車場

(1) 駅舎

観光情報発信の機能も併せ持った施設もあることから、駅舎機能の在り方も含め、効率的・効果的な運営に向けた「管理形態の見直し」を検討します。

(2) 駐車場

利用状況の実態から検証し、「廃止」又は「移譲」を検討します。

7 その他施設

施設区分：その他施設（京丹後市エコエネルギーセンター、定住促進住宅（久僧団地））

より効率的・効果的な運営ができないか等を検証します。

IV 見直しの進め方

平成27年度から大幅な歳入の減少が見込まれることから、早急に公共施設の見直しを進める必要があります。このため、見直しを先送りせず、本方針に基づき、市民や関係団体等の理解を得ながら、以下の手順により積極的に取組を進めます。

- ① 公共施設の見直しに当たっては、客観的な見直しの判断を行うため、施設の概要を示す基本情報を始め、利用状況や管理運営状況、収支状況等、施設運営に関する情報等を整理します。
- ② 本方針に基づき、平成24年度中に各施設の見直しの方向性について検討し、平成31年度までに取組が完了することを目標に見直し計画を作成します。
※ 指定管理者制度を導入している施設については、指定期間を考慮し、満了時には見直し結果に基づいた取組が実施できるよう遅滞なく見直し事務を進めます。
- ③ 見直し計画により、施設の廃止、統合及び移譲等を進めます。

V その他

1 見直しを進める上での留意点

見直しを進める際には、可能な限り下記の点に留意しながら進めます。

- ① 廃止後の施設の利活用の方策
- ② 利用者への代替措置
- ③ 施設の運営を専ら委ねられていた団体従業員の雇用

2 方針の見直し

本方針は、第2次行財政改革大綱の推進期間の終了に合わせて見直しを行います。ただし、更に見直しが必要であると判断した場合には、その都度見直しを行います。

見直しの方向性フロー

